

書状にみる熊本城築城

熊本城調査研究センター 木下 泰葉

はじめに

書状とは？ 手紙のこと。加藤清正の書状 613通（平成27年2月段階）¹

加藤清正像の転換 熊本日日新聞連載「古文書が語る清正像」（2012年1月～11）²

熊本県立美術館「生誕四五〇年記念展 加藤清正」（2012年）³

築城にまつわる通説 慶長6年の「鍛始め」

1. 「古城」の築城

天正16年（1588）加藤清正、肥後半国を拝領、入国

→古城（現在の第一高一帯）へ入城、整備の実施

古城の整備時期 天正19年（1591）ヵ2月26日「加藤清正書状」【史料①】

→清正が城の普請について初めて具体的な指示をした書状。「磊」＝石垣、「堀」の工事を入念にするように。

古城の構造 天正19年（1591）ヵ4月24日「加藤清正自筆書状」【史料②】

→本丸に「おうへ」（清正の妻など女性の住む建物）を建築。「大川」（流路変更前の白川）に橋が架かり、天守へ向う

城下町の整備 天正20年（1592）ヵ9月21日【史料③】

→「さふらいまち」（武家屋敷）とともに、「そうかまえ」（惣構）の堀の整備。石垣上の堀や、架橋を行い、町並みを整備。

→大工の別井新左衛門の病気の原因を、普請奉行たちの怠慢によるものと叱責

清正のこだわり 文禄3年（1594）3月12日【史料④】

→厩の設計図の確認。川沿いの櫓の建て直し。

大工・職人の雇用 文禄4年（1595）ヵ10月26日【史料⑤】

→朝鮮から帰国した大工たちに10日の休暇を与えてから、城の建築に従事。

2. 「新城」の築城

築城時期の通説 「慶長6年」（1601） 寛文4年（1664）頃成立「続撰清正記」の記述【史料⑥】

史料にみる築城時期 慶長4年（1599）3月「加藤家重臣連署書状」

→慶長3年10月26日「加藤清正制札写」 二・三年間、年貢や人夫役などを免除することを布告

慶長4年3月「加藤家重臣連署書状」【史料⑦】 家臣のなかに、城の工事で百姓を働かせている者がいることを発見し、改善を指示

慶長4年7月29日付 吉村橘左衛門尉宛「加藤清正書状」【史料8】⁴

→昼夜の区別無く、百姓を動員し熊本で普請を実施。内牧城でも同様に指示。本城と支城の整備

慶長四年八月吉日銘の滴水瓦 「新城」の築城時期はこの頃か？

「新城」の初見 慶長5年（1600）10月26日「加藤清正書状」【史料⑨・⑩】

→当時、黒田ら東軍大名と連携しながら、九州の西軍大名領へ侵攻。薩摩への道中、熊本の「新城」で黒田如水をもてなすため、天守作事を急がせた。

→この時期までに、天守台の石垣が成立し、天守建築がほぼ完成している状況

壁や堀は漆喰ではなく、^珪（ムシロ）で簡略化 急ピッチの作業

白川の流路変更 慶長10年（1605）以降「肥後国絵図」（永青文庫所蔵）

→流路変更後、竹ノ丸や花畑屋敷の整備

本丸御殿の建築 慶長15年（1610）4月15日「加藤清正書状」

→「広間作事」（本丸御殿の建築）について「無油断仕舞可申越候」（油断無く終わらせ報告するように）

御殿の障壁画 慶長15年（1610）7月22日「加藤清正書状」【史料⑪】

→上方から絵師を呼び描かせることを指示。御殿は「大事之広間」

障壁画の絵師 江戸時代中期「御天守密書」（永青文庫所蔵）

→天守・本丸御殿の畳数と障壁画・杉戸絵の作者や画題の記録

加藤清正の時代…狩野源四郎・狩野外記・京絵師11名

細川家入国後…豊前から矢野三郎兵衛を呼び、その後矢野勘助・茂左衛門・雪叟

3. 加藤家の築城技術－清正のこだわり

「食べられるお城」は本当か？ （慶長6年以降）2月8日「加藤清正書状」【史料⑫】

→身の回りの世話をする女性たちの部屋の畳は「おもてかへ」が出来るように、下地は念を入れて作ることを指示。粗雑にすれば「少利大損」

石垣石材のサイズ 慶長11年（1606）「加藤清正書状」【史料⑬】

→江戸城の普請に関して、切り出してくる石材のイメージを明確に指示。「長ミ」（石材の控えの長さ）があれば、小さくても構わない。⇔熊本城の石材は控えが短い

築城に関わる職人たち 「加藤侯分限帳」（『肥後加藤侯分限帳』青潮社、1987年）

→絵師・張付や・塗師・花屋・大工・大鋸・瓦焼・葦打・細工・・・

石垣構築技術を持つ「穴生」は？ 百間石垣を築いた穴生役・原田茂兵衛

技術を持つ家臣 （年代不明）7月6日吉村左近宛「加藤清正書状」【史料⑭】

→石垣構築の手伝いとして、三宅角左衛門を派遣。若手に技術を習得させるよう指示

おわりに

慶長16年（1611）6月24日 加藤清正、死去

→翌年、萩藩の密偵が熊本城下の様子を調査 熊本城最古の絵図「肥後筑後両城図」（山口県文書館）

大天守のみ？ 主要な曲輪・建築物の成立 「さこ」の存在＝竹ノ丸は未確立

新町「壱丁め」「うるさん町」

→二代藩主、忠広期の整備 加藤氏時代＝現在の熊本の街の出発点

¹大浪和弥・島津亮二・山田貴司・金子拓編『加藤清正文書目録 東京大学史料編纂書研究成果報告二〇一四－一』2015年

² 熊本日日新聞社編『加藤清正の生涯－古文書が語る実像』2013年

³ 熊本県立美術館編『生誕四五〇年記念展 加藤清正』（生誕四五〇年加藤清正展実行委員会、2012年）

⁴ 大浪和弥「花押と印判について」『加藤清正文書目録』2015年、山田貴司「熊本城普請の開始時期とその政治的背景」チャリティシンポジウム「今だからこそ、熊本城を考える－紙上報告編－」2016年6月25日

第4回熊本城学「書状にみる熊本城築城」

史料は熊本城の記述に関する部分のみ抜粋した。出典は次のとおり

市史Ⅱ新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史 史料編 第三巻近世Ⅰ』（熊本市、1994年）

県史料Ⅱ熊本県編『熊本県史料 中世篇第五』（熊本県、1966年）

県史料補遺Ⅱ花岡興輝「熊本県史料中世篇補遺（一）（二）」『熊本史学』41号、同42号（1972年）

史料①九鬼四郎兵衛他五名宛「加藤清正書状」 広島大学所蔵「猪熊文書」市史№39

態申遣候、此方臈而上着候、可心安候、仍其元普請之儀無油断、磊・堀念を入可申付候、万事如申置候、不可如在候、猶追々可申下候条、不能巨細候也、謹言

史料②下川又左衛門宛「加藤清正自筆書状」 「中津広勝氏蔵文書」市史№40

一其元石くら并^井作事など、ゆたん候ましく候事、

一本丸ニおうへたて可申候、さいもく用意させ候ておき可申候事、

一てんしゆへ之はし出来候や、さ候ハ、大川のはしかけさせ可申候事、

一爰元ふしん大儀ニ候て、下々ましてしんらうをさせ候間、其元ゆたんくせ事たるへく候、大物入^入て候間、万事其心ハ尤候事、かしく

史料③加藤喜左衛門・下川又左衛門宛「加藤清正賞書案」 「西村清氏所蔵文書」市史№51

一其元さふらいまち、さうかまへのへいかけさせ、きとよろつ丈夫ニ可申付候、はしおも大工用意してかけさせ可申候、本丸又ハ其方まへの石かきのへい、何もかけさせ可申候、おもての門やくらの下之はしを、いかにもねんを入かけさせ可申候事、其元之さうち少もゆたんあるましく候事、

一新左衛門煩候由申越候つる、いかゝに候や、煩よく候ハ、、かさねて煩候ハぬ様に、万せいを出させ候事無用ニ候、大かたの作事の用すはかり申付、ふしんふ行ハミなゝゝねんを入可申付候、ミなゝゝゆたん候ゆへに、新左衛門め^めきつかいをさせ、しんらうをかさねさせ、わつらわせ候間、かさねてわつらわせ、ミなゝゝか、ふしんふ行せいはいすへく候間、何之ふしんニハたれか内之たれとゆう事を、ねんを入かき付候て、大長ニしるしおくへし、此旨ちかへ候ハ、こ方くせ事たるへく候事、

史料④加藤喜左衛門他二名宛「加藤清正書状」 「遠見真曹氏蔵文書」市史№66

一又左衛門尉まへのやしきの方角、同四方のけん并馬やをたて候由候、馬やのたて所、同馬やのけん、あつきかミ地わりをよくゝ仕候て、こすへく候、此方にて指図をし候て可遣候間、家をたて候用意候へく候事、

一其方より差越候大工参着次第、此方の大工もとすへく候、門・矢倉ノきわ・小殿主ノひろま出来候ハ、其ニかい三かいまで留守中ニしたて可置候、又本丸ノ北ノかわノやくら、同北かわさかり候て見え候間、こわし候て仕直へく候、いつも堀・矢倉・本丸の家共、もり候ハぬやうニ可入情候、万手代之事ハ兩人申付分、其外留守居の者、諸代官それゝしたかひ可申付候、留守居之者共、別ニ隙の入事も有之間敷候間、夏秋の間ニ、留守居諸代官として、又左衛門尉やしきのおもてかわ、ほりをほり、どいの方、石かきニ可仕候事、

史料⑤中川寿林他二名宛「加藤清正書状」 「下川文書」市史№62

追^而申遣候、去々年相詰候大工・大鋸引書付差戻候、其許参着候^而十日やすませ候て、城中作事可申付候、新左衛門尉ニ相談、作料可遣候、則大工拾三人・大か引五丁差戻候、其許普請可差急候、若由断候^者可令成敗候、城中之家共、手分を仕り可申付候、大^大ミに仕り候^者、手きわあしく候はん間可得其意候、大工手間思ひの外入候^者可為曲事候、京都以来爰許にても作事申付、悉相覚候間、得其意入念可申付候、尚重^而可申遣候、謹言

史料⑥和田利重「続撰清正記」

かくて清正公、慶長六年辛丑年年頭の御礼として江戸へ伺有て、暮春に御暇下され、肥後へ下国あり、熊本之城廻りをつくづくを見給い、四方の要害よろしからずして、国主の居べき城ならずとて東に当て、茶磨山と云て、少小高山を新にとり立、自身縄張有て、八月仲旬より鋤始有て、比類なき城とり立られ候

史料⑦「加藤家重臣連署書状」 「下川文書」市史№74

急度令申候、御給人方人足被遣候事、去年御帰朝之刻、被成御停止候、則各へ申渡候、然処、今度御城普請百姓相見候様申候、何と被仰触候哉、沙汰之限候、急度御改候て可承候、恐々謹言

史料⑧吉村橘左衛門尉宛「加藤清正書状」 大阪城天守閣蔵「吉村文書」県史料補遺№42

急度申遣候、爰元普請晝夜之境もなく申付候、其元も此方なミに、百姓以下を召つれ、内之まきの普請、無由断可申付候、猶右馬允かた迄申遣候間、令談合、諸事不可有油断候、謹言、

七月廿九日

吉村橘左衛門尉とのへ

清正（花押2）

史料⑨加藤喜左衛門・下川又左衛門宛「加藤清正書状」 「中津広勝氏蔵文書」市史№80

一如水其元被通候^者、新城ニ^而振舞候て可然候間、得其意、天守之作事差急、畳以下可取合候、小台所たて候へと申付儀ハ、こもほりにても不苦候、小座敷之畳をも仕合候へと可申付候、猶追^而可申遣候、諸事不可有由断候、謹言

史料⑩加藤喜左衛門・下川又左衛門宛「加藤清正書状」 大阪城天守閣蔵「吉村文書」市史№84

一兵粮之儀、先書ニ如申遣候、得其意、不可有油断候、其元普請之儀不及申候へ共可指急候、へいを塗候之事ハ相やめ、うらおもてより、こもにてつゝ、ミ可申候、謹言、

史料⑪中川寿林他二名宛「加藤清正黒印状」 「下川文書」市史№98

一本丸広間之絵、国之絵書迄にてハ遅く候由候、平右衛門尉ハ居候ハぬ哉、平右衛門尉ニ頭取をさせかゝせ、手代之ものすくなく候て、はか不行候ハ、上かたより手代之もの呼下可申候、此方へ申越迄も無之事ニ候、国之絵書ニ絵出しをさせ、大事之広間ニ^而候に、やくにたち可申候哉、

史料⑫加藤喜左衛門宛「加藤清正書状」 個人蔵 市史№99

一本丸作事、無由断可申付候事、

一女房達への畳おもてかへのなり候やうに、下地ニ念を入候へと可申付候、そさうニさし候て、おもてかへならず候へハ、少利大損モ候間、其心得候て可申付候事、

史料⑬並河金右衛門他二名宛「加藤清正黒印状」 大阪城天守閣蔵「吉村文書」県史料補遺№29

急度申遣候、角石之事、此地へ越候分、初一たてニ二ッ、後三ッ、合五ッ来候、其外ニ右之角程成角石五ッ候へハ、大角ハ^{（最早）}もはやよく候、其外ハ少ちいさく候ても、長ミさへ候へハ、不苦候、段^とニ上次第ちいさき石能^{（よく）}候之間、可有其心得候、ちいさく候とても、不苦と申遣とても、熊本にての石ノやうニミしかく候てハ、やくニ不立候、長ミを詮ニ可仕候事、^{（役）}

史料⑭「加藤清正書状」 県史料「加藤清正文書集」№33

石垣為手伝、三宅角左衛門尉差遣ニ付而、昨日五日根石を居候由尤候、就中新米早^と差越、祝著候、躰ニ^{（有）}其許普請可見廻之条、無由断可申付候、其方若党之内ニも慥成者其ニハ、石垣をつきならハせ、其万事も、情^{（情）}を入仕習、重而普請等申付時者、此方^方手伝なと雇候ハぬやうニ可有覚悟事肝要候、